

学校法人八代学院役員報酬等に関する規程

2009（平成 21）年 3 月 19 日制定

改正 2020（令和 2）年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 この規程は、学校法人八代学院（以下「本学院」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関する事項を定める。

（常勤・非常勤の区分）

第 2 条 役員とは、私立学校法第 35 条及び第 38 条ならびに学校法人八代学院寄附行為第 6 条に定める役員であって、この法人における勤務の常態によって常勤と非常勤を区分する。

2 常勤の役員とは、本学院の経営ならびに教学上の運営に常態として携わる者をいう。

3 非常勤の役員とは、理事会、監事会等への出席及び監事監査ならびに理事長からの依頼で特別な業務に係るなど必要に応じて携わる常勤の役員以外の者をいう。

（報酬等の内容）

第 3 条 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職金、その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

2 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、日当及び宿泊料）及びその他職務執行上必要な経費をいう。

（報酬額）

第 4 条 常勤の役員には、前条の報酬等を支給する。報酬額は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の常勤の役員のうち本学院の専任教職員（学院長含む）としての給与が支給されている者については、別表第 3 の非常勤の役員の場合の報酬額を適用する。ただし、本学院の専任教職員のうちで理事長に選任された場合は、当該期間に限り別表 1 による報酬を支給することができるが重ねての支給はしない。

3 役員のうち理事長が非常勤の場合は、別表第 2 を適用する。

4 前項以外の非常勤の役員については、別表第 3 を適用する。

5 同条第 1 項（別表第 1）及び第 2 項（別表第 2）の支給額（号給）については、常務理事会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

（賞与・支給方法）

第 5 条 前条第 1 項及び第 2 項に定める役員には、賞与を支給する。賞与の額及び支給方法は、本部及び大学専任事務職員に準ずる。

（退職金）

第 6 条 第 4 条第 1 項及び第 2 項に定める役員が退職したときには、退職金を支給する。退職金の額及び支給方法は、学校法人八代学院退職金規程に準じて支給する。

(費用)

第7条 役員が公務で出張する場合は、学校法人八代学院旅費規程に基づき旅費を支給する。ただし、第4条第3項(別表第3)に係る役員の費用とは別に支給する。

2 役員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
(報酬等の日割り計算)

第8条 第4条第1項及び第2項に定める役員に就任した者には、就任日から報酬を支給する。

2 前項の役員が退任し、または解任された場合は、原則としてその月分の報酬全額を支給する。

3 就任日が月の途中である場合の報酬額については、その月の日曜日、土曜日及び祝日を含む在職日数をその月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところによる計算において生じた1円未満の端数は、切り上げ処理する。

(公表)

第10条 この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議を経なければならない。

附則

1 この規程は、2009(平成21)年3月19日から施行する。

2 1993(平成5)年7月20日制定の「役員の報酬及び賞与に関する規程」は、廃止する。

3 この規程は、2015(平成27)年4月1日から改正施行する。

4 この規程は、2019(平成31)年4月1日から改正施行する。

5 この規程は、2020(令和2)年4月1日から改正施行する。

別表第1 常勤の役員の報酬額（第4条関係）

号給	月額（円）
1	534,000
2	593,000
3	655,000
4	728,000
5	784,000

（調整手当、資格手当は支給しない）

別表第2 理事長が非常勤の場合の報酬額（第4条関係）

理事長	月額 15万円～40万円とする
-----	-----------------

（諸手当は支給しない）

別表第3 非常勤の役員の場合の報酬額（第4条関係）

理事会（理事・監事）	20,000円（手取額） 内、近距離交通費相当額 5,000円を含む。 遠地在住者には必要に応じ遠距離交通費（鉄道実費相当額）を加算。
監事会・監事監査会（監事）	理事会と同様の取扱い

※役員でない評議員についても評議員会に出席の際は 10,000円（手取額）を支給する。
また、交通費については理事・監事と同様の扱いとする。

なお、本学院の専任教職員（学院長含む）としての給与が支給されている者については、この規程による報酬を重ねて支給しない。